

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行システムの概要及び運送予定者(地域内フィーダー系統)

市区町村名	運送予定者名	運行系統名等 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画運 行回数	利 便 増 進 特 例 措 置	運 送 継 続 特 例 措 置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7・別表9・別表10)			
			起点	経由地	終点						運行態様の 別	基準ハで該 当する要件 (別表7・9)	補助対象地域間幹 線系統等と接続の 確保	基準ホで該 当する要件 (別表7のみ)
雲南市 松江市	雲南市	(1) 雲南市民バス 大東松江乃木線 系統1	大東 駅前	松江市 立病院	乃木 駅	往 23.2km 復 23.2km	361日	1263.5回			路線定期 運行	②(1)	②(1)地域間幹線バス系 統 一畑バス玉造線と乃木 駅バス停で接続	③
		(2) 雲南市民バス 大東松江乃木線 系統2	大東 駅前	勝負	乃木 駅	往 21.7km 復 21.7km	361日	1025.5回			路線定期 運行	②(1)	②(1)地域間幹線バス系 統 一畑バス玉造線と乃木 駅バス停で接続	③
松江市	あいかタクシー	(3) 御津コミュニティバス 系統1	御津	比津が 丘団地 入口	県民 会館 前	往 14.2km 復 14.2km	177日	177回			路線定期 運行	②(1)	春日南停留所で地域 幹線である一畑バス 恵曇線に接続	③
		(4) 御津コミュニティバス 系統2	御津	比津が 丘団地 入口	春日 南	往 12.5km 復 12.5km	177日	621回			路線定期 運行	②(1)	春日南停留所で地域 幹線である一畑バス 恵曇線に接続	③
		(5) 御津コミュニティバス 系統3	御津	比津が 丘団地 経由せ ず	春日 南	往 11.2km 復 11.2km	177日	502回			路線定期 運行	②(1)	春日南停留所で地域 幹線である一畑バス 恵曇線に接続	③
		(6) 御津コミュニティバス 系統4	御津	ふれあ い館、比 津が丘	県民 会館 前	往 14.8km 復 14.4km	183日	91.5回			路線定期 運行	②(1)	春日南停留所で地域 幹線である一畑バス 恵曇線に接続	③
		(7) 御津コミュニティバス 系統5	御津	ふれあ い館	県民 会館 前	往 13.5km 復 13.1km	183日	366回			路線定期 運行	②(1)	春日南停留所で地域 幹線である一畑バス 恵曇線に接続	③
		(8) 御津コミュニティバス 系統6	御津	比津が 丘	県民 会館 前	往 13.6km 復 13.2km	183日	762.5回			路線定期 運行	②(1)	春日南停留所で地域 幹線である一畑バス 恵曇線に接続	③

(注)

1. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
2. 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
3. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
4. 「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9又は別表10)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載すること。
5. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
6. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
7. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
8. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。